

## 利用上の注意

1. 工業統計調査における産業格付けの方法は、製造品が単品の事業所については品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定し、品目が複数の場合は、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計して、その額の最も大きいもので2桁番号を決定しています。その決定された2桁番号のうち、上記と同様の方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終産業格付けを行っています。
2. 本書では、文中、図等に表示されている産業中分類名については略称を用いています。産業中分類の略称については以下のとおりです。

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
食料品製造業	食料品	食料	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革・同製品・毛皮	皮革
飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料	飲料	窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品	窯業
繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	繊維工業	繊維	鉄鋼業	鉄鋼業	鉄鋼
衣服・その他の繊維製品製造業	衣服・その他の繊維製品	衣服	非鉄金属製造業	非鉄金属	非鉄
木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品	木材	金属製品製造業	金属製品	金属
家具・装備品製造業	家具・装備品	家具	一般機械器具製造業	一般機械	一般
パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品	紙パ	電気機械器具製造業	電気機械	電気
印刷・同関連業	印刷・同関連業	印刷	情報通信機械器具製造業	情報通信機械	情報
化学工業	化学工業	化学	電子部品・デバイス製造業	電子部品・デバイス	電子
石油・石炭製品製造業	石油・石炭製品	石油	輸送用機械器具製造業	輸送機械	輸送
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック製品	プラ	精密機械器具製造業	精密機械	精密
ゴム製品製造業	ゴム製品	ゴム	その他の製造業	その他	その他

3. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、積み上げと合計が一致しない場合があります。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入しています。  
統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「」は数値がマイナスであることを表しています。  
「x」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も同様としました。  
ただし、指定統計調査の結果における従業者数の取扱いについては、秘匿を解除することができることとなったため、従業者数の秘匿は行っていません。
4. 平成16年は産業編「概要版」データであり、おって公表される「産業編」の数値と一致しないことがあります。  
工業統計表の結果は、「産業編」の数値が確定値となります。
5. 平成10年の前年比等については、事業所の捕そくを行ったため、時系列を考慮したもので計算しています。
6. 平成14年の前年比については、日本標準産業分類の改訂が行われたため、過去の分類を組み替えたもので計算しています。

7. 平成16年調査では、新潟県中越地震の影響により被害が甚大であった十日町市、川口町、山古志村（調査時点、現在は長岡市の一部）の3地域については調査対象から除外を行っています。よって、16年の前年比については3地域に属する事業所を15年調査結果から除いて求めています。

8. 本書の内容についてのお問い合わせは、下記あてにご連絡ください。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 産業統計室

電話（03）3501 - 1511（代表） 内線 2892

電話（03）3501 - 9945（直通）

統計アクセス用 URL <http://www.meti.go.jp/statistics>

## 言葉の意味（定義）

ここでは、工業統計調査で主に用いる言葉の意味を簡単に解説します。なお、工業統計調査は「暦年」調査ですので、調査期間が1年間となっている場合は1月～12月の間の数値であり、それ以外は特に指定のない限り12月末日現在の調査数値となっています。

### 製造業

一般的に「工業」と呼ばれているもので、定義としては下記の1、2の両方の条件を備えている（事業所の）場合をいいます。

- 1．主として新製品の製造加工を行う事業所。
- 2．製造加工した新製品を主として卸売する事業所。

この調査でいう「卸売」とは次の業務をいいます。

卸売業者又は小売業者に販売すること。

産業用使用者（工場、鉱山、建設業者、法人組織の農林水産者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量又は多額に製品を販売すること。

業務用に主として使用される商品を販売すること。

業務用に主として使用される商品とは、事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）をいいます。

同じ企業に属する他の事業所（同じ会社の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと。

### 指定統計調査

統計法に基づき、「国が特に重要と認めた統計を指定統計とすることに定め、国民に指定統計の申告義務を課すと同時に、調査機関は申告の秘密を守り調査票を特定の集計目的以外に使用しないことを義務づけている」統計調査をいいます。

### 日本標準産業分類

統計調査の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用度の向上を図るためには、各種統計基準の設定が必要ですが、日本標準産業分類はこのような統計基準の一つとして、統計調査の結果を産業別に表章することを目的として制定されたものです。一般に産業といわれる農業、建設業、製造業、卸売業、小売業などのほかに、教育、宗教、公務、医療についても定義されています。

### 事業所

事業所とは、一般に工場、製作所、製造所または加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っている所をいいます。

## 従業者

年末現在の常用労働者数と個人事業主および無給家族従業者数と臨時雇用者の計をいいますが、ここでいう従業者数は臨時雇用者を除いています。

1. 常用労働者とは、以下の ~ のいずれかに該当する場合をいいます。  
期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。  
日々又は1か月以内の期限で雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。  
人材派遣会社からの派遣従業者、他の企業からの出向従業者などで、上記、に該当するもの。  
重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。  
事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受け取っている者。
2. 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含みません。
3. 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている者をいいます。

## 製造品出荷額等

1年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額と「その他の収入額」の合計で、消費税等の内国消費税を含んだ額です。

1. 製造品の出荷とは、その事業所の所有する原材料によって製造されたもの(原材料を他に支給して製造させたものを含む)を当該事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。  
同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの。  
自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)。  
委託販売に出したもの(販売済でないものを含み、当該年に返品されたものを除く)。
2. 製造品出荷額は、工場出荷価額によります。ただし、次のものはそれぞれ下記の価額です。  
消費税及び内国消費税(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計)を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷価額。  
割引き、値引きされたものは、その分を差し引いた工場出荷価額。
3. 加工賃収入額とは、当該年に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

4. その他の収入額とは、冷蔵保管料、自家発電の余剰電力の販売収入額をいいます。

#### 付加価値額(粗付加価値額)

事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値のことです。

なお工業統計調査における付加価値額の算式は、以下のとおりです。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) \\ &\quad - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等} \\ &\quad - \text{減価償却額} \end{aligned}$$
$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ &\quad - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

\*1: 消費税を除く内国消費税額 = 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計です。

\*2: 推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出にあたっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。(投資控除は従業者30人以上の事業所のみ。)

#### 有形固定資産投資総額

土地や建物、製造設備等に投資された額のことです。

算式は、以下のとおりです。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{有形固定資産投資総額} \\ &= \text{土地の取得額} + \text{有形固定資産(土地を除く)の取得額} \\ &\quad + \text{建設仮勘定の年間増減} \end{aligned}$$

#### リース契約額及び支払額

リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が一年を超え、契約期間中原則として中途解約できないものをいいます。

リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、当該年までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対する契約額のこと、消費税額を含んだ額となっています。

リース支払額とは、当該年中にリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計額をいい、消費税を含んだ額となっています。したがって、当該年以前にリース契約した物件に対して支払われたリース料も含まれます。

# 工業統計調査について

## 1. 調査の目的

工業統計調査は、我が国工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料となります。また、我が国の経済統計体系の根幹を成し、経済白書、中小企業白書などの経済分析及び各種の経済指標へデータを提供することを目的としています。

## 2. 調査の根拠

工業統計調査は、統計法に基づく国の指定統計調査（第10号）で、明治42年の調査開始以来約95年の歴史を有しています。

指定統計調査は現在100号以上ありますが、その中でも工業統計調査は人口・家族構成などを調査する国勢調査に次ぐ基本的な統計調査として、「製造業の国勢調査」とも呼ばれています。

## 3. 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類（J S I C）「大分類F - 製造業」に属する全国の事業所（=工場）です。

工業統計調査は毎年調査を行っていますが、西暦末尾に「0、3、5、8」が付く年は全事業所の調査、それ以外の年は従業者4人以上の事業所について調査しています。

## 4. 調査の期日

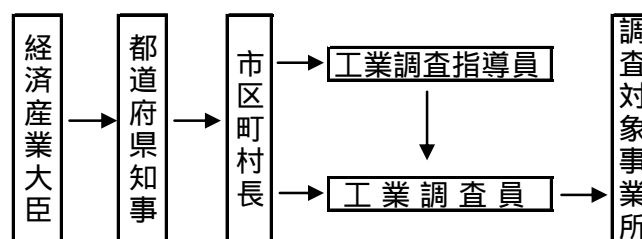
毎年12月31日現在

## 5. 調査の方法（調査経路）

工業統計調査は、準備調査と本調査から成っており、本調査の前に準備調査を行います。準備調査は本調査の対象を把握し、準備調査名簿を作成するものです。本調査は甲調査、乙調査に別れており、いずれも決まった様式の調査票を調査員が対象事業所に配布して、記入を依頼し、回収するという方法（自計方式）で行います。

甲調査： 従業者30人以上の事業所を調べるものです。

乙調査： 従業者29人以下の事業所を調べるものです。



注：調査票の回収は逆経路

## 6 . 公表物一覧

### 速報

従業者 4 人以上の事業所について、調査実施から約 9 ヶ月後に、主要調査項目（事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、有形固定資産額）を産業中分類（2 桁分類）、従業者規模別、都道府県別に集計・公表します。

### 確報

調査実施から約 1 年 3 ヶ月後に「工業統計表」として、各編（「品目編」、「産業編」、「市町村編」、「用地・用水編」、「工業地区編」、「産業細分類別統計表（経済産業局別・都道府県別表）」、「企業統計編」）を順次集計・公表しています。

なお、上記 については産業統計室にて配布、 については政府刊行物サービス・センターで販売しています。また、刊行物の他、磁気テープ等による提供及び都道府県別、市区町村別の詳細情報の公表を、（財）経済産業調査会経済統計情報センターで実施しています。また、当省別館 10 階で閲覧・コピーサービスも可能です。